○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧②

カテゴリー	内容
申請書関係	1つの試験を申請するのに必要な書類は? (例:わな猟のみ、第一種銃猟のみを受験する場合)
	1つの会場で2つの試験を受ける際の申請書類の数は? (例:わな猟と第1種猟銃を同時受験する場合)
	2種類の試験を別々の会場で受けることは可能? その場合の書類の数は?
	第一種銃猟免許と第二種銃猟免許の違いは?
	銃の所持許可証を持っていなくても第1種、第2種猟銃試験は受験できる?
	申請書の第1種猟銃の欄の銃の種類(ライフル、散弾銃、空気銃)に〇はつけるの?

○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧①

カテゴリー	内容		
	<u>狩猟免許全般について聞きたい</u>		
	試験の日程や詳細については、いつ頃発表されるの?		
	いつから試験の受付が始まるの?		
狩猟免許	申込が早く埋まってしまうと聞いたけど本当?		
全般	申請の前に電話等で予約することは可能?		
	猟友会が開催する初心者講習会を受けてから、試験の申込をしても大丈夫?		
	事前申込書が県庁に到着した時点で希望会場の申込が埋まっている場合はどう なるの?		
	受験資格について教えて		
受験資格	現在、広島県外に住んでいるが、住所地が広島県内の場合は受験できるの?		
	現在、広島県外に住んでいるが、受験の頃には広島県に引っ越している場合は 受験できる?		

○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧②

カテゴリー	内容
	<u>狩猟免許初心者講習会について教えて</u>
初心者 講習会	狩猟免許初心者講習会の日程や申込はいつから始まるの?
	<u>狩猟免許試験を受けるために、必ず講習会に参加しなければダメ?</u>
	狩猟免許試験を受験するにはどのような手続きが必要?
	広島県電子申請システムとは?
	電子申請の方法は?
	電子申請には何が必要?
事前申込 (電子・紙)	事前申込書はどこで入手できるの?
	事前申込書の記入方法について教えて
	事前申込書の提出方法について教えて
	複数の免許種類を受験したい場合、事前申込はどうするの?
	事前申込が完了したら次は何をすればいいの?

○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧①

カテゴリー	内容		
	本申請の申請ページはどこにあるの?		
本申請	電子での本申請には何が必要なの?		
(電子申請)	提出する電子データの形式は?		
	本申請が完了したら次は何をすればいいの?		
	本申請書類はどこで入手できるの?		
本申請	本申請書類の記入方法について教えて		
(紙申請)	本申請書類の提出方法について教えて		
	本申請が完了したら次は何をすればいいの?		

○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧③

内容
銃砲の所持許可を申請中だが、銃砲の所持許可申請時の診断書を提出しても問 題ない?
網猟、わな猟を受ける場合でも診断書は必要なの?
診断書はどこで書いてもらえばいいの?指定機関や専門はあるの?
診断書の有効期間はある?
診断書だけ後から提出してもいい?
手数料はどうやって支払うの?
手数料はいくらかかるの?
申請書の2枚目にバーコードがあるけど、これで支払いできないの?
払込証明書はどれ?
手数料を補助する助成金制度ってあるの?

○ 狩猟免許試験 よくある質問一覧⑤

カテゴリー	内容
申込後	申込をしていたが、予定が入って受験できない場合に、他の試験日に振り 替えることは可能?
干	<u>申込をしていたが、当日予定が入って受験が出来ず、他の日程でも受験できない場合に手数料は帰ってくるの?</u>
	試験の内容について教えて
	試験の過去問題集や試験勉強に使えるテキストとかはないの?
試験関係	試験の合否については、どれぐらいで分かるの?
	試験の流れについて教えて
	試験の終了時間は?

〇 よくある質問:狩猟免許全般

Q. 狩猟免許全般について伺いたい

A. こちらのページをご覧ください。

<u>狩猟を始めてみませんか - 狩猟情報サイト(HuntingLicense) | 広島県 (hiroshima.lg.jp)</u>

Q. 試験の詳細については、いつ頃発表されるの?

A. 4月第3週~第4週ごろに県のホームページ及び県報で公開します。

Q. いつから試験の受付が始まるの?

A. 4月第3週~第4週に募集開始となります。

Q. 申込が早く埋まってしまうって聞いたけど本当?

A.近年は感染症対策の関係で1会場ごとの人数を制限していたため、会場によっては受付開始から約1か月程度で定員に達する場合がありました。

〇 よくある質問:狩猟免許全般

Q. 申請前に電話等で予約をすることは可能?

A.申し訳ありませんが、電話等による事前予約は受け付けておりません。 事前申込が、<u>自然環境課に届いた順</u>で受け付けています。

Q. 猟友会が開催する初心者講習会を受けてから、試験の申込をしようと思うんだけど大丈夫?

A. 基本的に<u>初心者講習会の申込と狩猟免許試験の申込を同時期</u>にしてください。 講習会だけ申込をして、狩猟免許試験を申し込んでいなかったため、後から試験申込をしようと しても定員が一杯で受験できないということがありますのでご注意ください。

- Q. 事前申込書が県庁に到着した時点で希望会場の定員に達していた場合はどうなるの?
 - A.事前申込書に記載されている第2、3希望会場に割り振ります。 第2、3希望会場も埋まっている場合は、当課より電話にて連絡をさせていただきます。

〇 よくある質問:受験資格

Q. 受験資格について教えて

A.以下の要件を満たす人です。

- ①新たにまたは種別の異なる狩猟免許を取得したい人
- ②広島県在住の方
- ③網猟・わな猟:満18歳以上の方、第一種銃猟及び第2種銃猟は満20歳以上の方(いずれも、狩猟免許試験日における年齢です。)
- ④鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第40条第2号から第6号までに該当しない人
- Q. 現在、広島県外に住んでいるが、住民票の住所が広島県内の場合は受験できるの?
 - A. 可能です。ただし、申請の際に証明する書類を提出して頂きますので、別途ご相談ください。
- Q. 現在、広島県外に住んでいるが、受験の頃には広島県に引っ越している場合は受験できる?
 - A. 可能です。別途ご相談ください。

〇 よくある質問:初心者講習会関係

Q. 狩猟免許初心者講習会について教えて

A. 狩猟免許を初めて取得しようとする方を対象に、広島県猟友会が開催しています。 狩猟に関する法律等の知識、わなや銃猟に関する取扱い方法について学べます。 詳しくは、広島県猟友会にお問い合わせください 一般社団法人 広島県猟友会 広島市中区鉄砲町4-1 広島土地改良会館3階 ホームページ: 一般社団法人 広島県猟友会 (hiroshima-ryoyukai.jp)

TEL:082-227-7890

※!!広島県自然環境課では受付をしていません!!※

- Q. 狩猟免許初心者講習会の申込はいつから始まるの?
 - A. 毎年4月下旬~5月初旬に広島県猟友会ホームページで公表、受付が開始されます。 **先着順**となっていますので、ご注意ください。
- Q. 狩猟免許試験を受けるために、必ず講習会に参加しなければダメ?
 - A. 試験の受験条件として、講習会受講は必須としておりません。 ただ、初めて試験を受けられる方には受講を勧めております。

〇 よくある質問:事前申込

- Q. 狩猟免許試験を受験するにはどのような手続きが必要なの?
 - A. 受験するためには、「事前申込」と「本申請」の手続きを行う必要があります。 手続き方法は「電子による申請」と「紙による申請」から選ぶことができます。
 - (1)電子申請の場合

「広島県電子申請システム」で事前申込を行ってください。 県にて申込内容の確認、受験会場を決定後に本申請の案内メールが届きますので、 案内に従って本申請を行ってください。

(2)紙申請の場合

事前申込書を広島県自然環境課野生生物グループに郵送もしくは持込みで提出してください。 県が受付を行った後、本申請の案内を提出書類一式と同封して郵送します。 必要書類をそろえて本申請を行ってください。

※広島県HPで申込み状況をご確認の上、申込をしてください。

Q. 広島県電子申請システムとは?

A. 窓口サービスとして行っている各種行政手続の受付を、インターネット上で行うことができるシステムです。これによって、利用者の方は24時間いつでも、PCやスマートフォンのインターネットを通じて、行政手続の申込を行うことが可能となります。「広島県電子申請システムHP」

〇 よくある質問:事前申込

- Q. 電子申請の方法は?
 - A. 広島県電子申請システム内にある「狩猟免許試験 事前申込」ページより申込してください。 具体的な申込方法については、県の<u>狩猟免許試験ホームページ</u>内にある「電子申請手続 きの流れ」をご確認ください。
- Q. 電子申請には何が必要?
 - A. 電子申請は、スマートフォンやPCでの申請が可能です。 また、本申請時に顔写真などの画像データを添付する必要があります。
- Q. 紙申請に必要な事前申込書はどこで入手できるの?
 - A. 県自然環境課、県各農林水産事務所、県内各市町で入手可能です。 詳しくはこの資料の一番最後のページをご覧ください。 <u>配備先一覧に移動する場合はこちら</u>
- Q. 紙の事前申込書の記入方法について教えて

A.県の<u>狩猟免許試験ホームページ</u>内にある「事前申込書(記入例)」をご確認ください。

〇 よくある質問:事前申込

- Q. 事前申込書(紙申請)の提出方法について教えて
 - A. 郵送もしくは持込みで下記の住所へ提出してください。

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県自然環境課野生生物グループ ※持込みの場合は平日の8:30~17:15まで

- Q. 複数の免許種類を受験したい場合、事前申込はどうするの?
 - A. 「1つの会場」で「複数の免許種類」を受験する場合は、事前申込は1回で大丈夫です。 「別々の会場」で「複数の免許種類」を受験する場合は、受験する免許種類ごとに事前申込を 提出してください。

(例:広島会場で第一種とわなを受験希望する場合⇒事前申込1回)

(例: 呉会場でわな、広島会場で第一種を受験希望する場合⇒事前申込2回)

- Q. 事前申込が完了したら次は何をすればいいの?
 - A. 電子申請・紙申請のいずれの場合も、県による受付、会場決定後に本申請の案内があります。 その案内に従って本申請を行ってください。

電子申請の場合は広島県電子申請システムに登録したメールアドレスに案内メールが、 紙申請の場合は事前申込書に記載の住所に案内書類が届きます。

- Q. 本申請の申請ページはどこにあるの?
 - A. 本申請案内時に県より送付される「本申請の手引き」にアドレスとQRコードが書いてあります。 「広島県電子申請システム」で検索しても出てきません。
- Q. 電子での本申請には何が必要なの?

A. 電子での本申請では「医師の診断書(もしくは銃猟・空気銃所持許可証)」と「顔写真」の電子 データが必要となります。

Q. 提出する電子データの形式は?

A. スマートフォン等で撮影した画像データ(jpg,png形式)になります。また、医師の診断書(もしくは銃猟・空気銃所持許可証)については、pdfデータでも問題ありません。

- Q. 本申請が完了したら次は何をすればいいの?
 - A. 本申請手続き完了と試験当日の案内メールが届きます。 試験当日の案内についてご一読頂き、「医師の診断書(もしくは銃猟・空気銃所持許可証)」を 持って試験会場に来てください。

- Q. 本申請書類はどこで入手できるの?
 - A. <u>事前申込が完了した方のみ</u>に広島県から案内があります。 それ以外で入手する方法はありません。
- Q. 本申請書類の記入方法について教えて
 - A. 県狩猟免許試験ホームページに記入例がありますので、ご確認下さい。 リンク先はこちらく <u>狩猟免許試験について</u>
- Q. 本申請の提出方法について
 - A. 本申請の案内書類一式の中に提出用の封筒があるので、必要書類をいれて 広島県自然環境課へ郵送もしくは持込みで提出してください。
- Q. 本申請が完了したら次は何をすればいいの?
 - A. 試験日1週間程前に当日の案内と受験票が送られますので、ご確認ください。

- Q. 1つの試験を申請するのに必要な書類は?(例:わな猟のみ、第一種銃猟のみを受験する場合)
- Q. 1つの会場で2つの試験を受ける際の申請書類の数は?(例:わな猟と第1種猟銃を同時受験)
- Q. 2種類の試験を別々の会場で受けることは可能? その場合の申請書類の数は? (例:広島会場でわな猟、東広島会場で第1種猟銃を受験する)

A. 必要な書類数については、以下のとおりとなっています。

	1種類のみ 受験	1会場で2種類 受験	1会場で3種類 受験	2会場で1種類ずつ 受験
受験申請書 (裏面に手数料納付証明書を貼付)	1	2	3	2
「医師の診断書」もしくは 「猟銃・空気銃所持許可証の写し」	1	1	1	1
受験票 (顔写真を貼付したもの)	1	1	1	2
返信用封筒 (定型封筒に84円切手を貼付したもの)	1	1	1	2

※2種類の試験を別々の会場で受けることについて・・・

可能ですが、より多くの方に受験して頂くため<u>出来る限り同じ会場での受験をお願いします</u>

○ よくある質問:銃猟関係

- Q. 第一種銃猟免許と第二種銃猟免許の違いは?
 - A. 第一種銃猟は、装薬銃と空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲をする場合に必要な免許 第二種銃猟は、空気銃を使用する猟法により狩猟鳥獣の捕獲をする場合に必要な免許 となります。
- Q. 銃の所持許可証を持っていなくても第1種、第2種猟銃試験は受験できるの?
 - A. 可能です。

ただし、実際に狩猟や有害鳥獣捕獲を行う際には警察による<u>銃砲の所持許可証が必要</u>となりますので注意してください。

- Q. 申請書の第1種猟銃の欄の銃の種類(ライフル、散弾銃、空気銃)に〇はつけるの?
 - A. 自分が使用予定の銃の種類にOをつけてください。

- よくある質問:診断書関係
- Q. 銃砲の所持許可を申請中だが、銃砲の所持許可申請時の診断書を提出しても問題ない?
 - A.問題ありません。ただし、写しではなく必ず<mark>原本</mark>を提出してください。 電子申請の場合は、本申請時に撮影した画像データを添付し、試験の受付の際に原本を 提出してください。
- Q. 網猟、わな猟を受験する場合でも診断書は必要なの?
 - A. 必要です(※法律により定められています)
- Q. 診断書はどこで書いてもらえばいいの?指定機関や専門はあるの?
 - A.指定の病院や専門はありません。かかりつけの病院等に相談してください。 また、自然環境課で病院の紹介をすることはできませんのでご了承ください。
- Q. 診断書だけ後から提出しても良い?
 - A. 本申請に必要な**書類全て**が揃った時点で申請してください。 ただし、やむを得ない理由により本申請の締切日までに間に合わない場合は 県にご相談ください。

○ よくある質問:試験手数料関係

Q. 手数料はどうやって支払うの?

A. (1)電子申請の場合

広島県電子申請システムによる本申請手続きの中でお支払い頂きます。 支払い方法は、①クレジットカード支払い、②Pay-easyによる銀行口座引き落とし、 ③QRコード決裁(PayPay, LINE Payなど)から選択できます。

(2)紙申請の場合

本申請時に県から送付される手数料納付書により銀行等にてお支払い下さい。 県内の各銀行、信用金庫等の窓口で支払い可能です。コンビニではお支払いできません。 納付書の裏側に支払い可能な金融機関一覧が記載されております。

Q. 手数料はいくらかかるの?

A.初めて狩猟免許を取得をされる方は1種類につき<u>5,200円</u> 既に狩猟免許を持っていて、他の免許を取る場合は1種類につき<u>3,900円</u>となっています。 ○ よくある質問:試験手数料関係

Q.申請書の裏側にバーコードがあるけど、これで支払いできないの?

A.県庁の窓口で支払うためのものですので、県庁への持ち込みが必要となります。

Q.払込証明書はどれ?

A. 手数料納付書の右端となります。 銀行窓口で支払うと右半分が返却されますので、 左側を受験者控えとして、右側を払込証明書として 使用します。 ※受験者控えについては、紛失しないよう注意してください。



Q.試験手数料の助成制度はないの?

A. 県では狩猟免許試験の手数料の助成は行っていません。 県内の市町では、独自に補助を行っているところもございます。 各市町の鳥獣担当部署にお問い合わせください。 Q.申込をしていたが、予定が入って受験できない場合に、他の試験日に振り替えることは可能?

A.他の試験日に空きがあれば振替可能です。 その際は広島県庁自然環境課(082-513-2933)にご相談ください。

Q. 試験の申込をしていたが、当日予定が入って受験が出来ず、他の日程でも受験できない場合に 手数料は帰ってくるの?

A.申し訳ありませんが、定員に達した後に受付終了と知らずに申込んだ場合や、災害で被災して 受験できない場合などを除き手数料の返還は行っておりません。

Q. 試験の内容について教えて

A. 適正試験、知識試験、技能試験の3種類を実施します。

適性試験:視力・聴力・運動能力に関すること

知識試験:狩猟に関する法律、鳥獣に関する知識及び猟具に関する知識問題

技能試験:鳥獣の判別試験、猟具の取扱いに関する実技試験

Q. 試験の過去問題集や試験勉強に使えるテキストとかはないの?

A. 試験の過去問題は公開しておりません。

代わりに、広島県猟友会で、「<u>狩猟読本」と「狩猟免許試験例題集</u>」を販売しております。

※初心者講習会を受講する場合、講習会で配布されます。

詳しくは広島県猟友会にお問い合わせください。

一般社団法人 広島県猟友会

広島県広島市中区鉄砲町4-1 広島土地改良会館3階

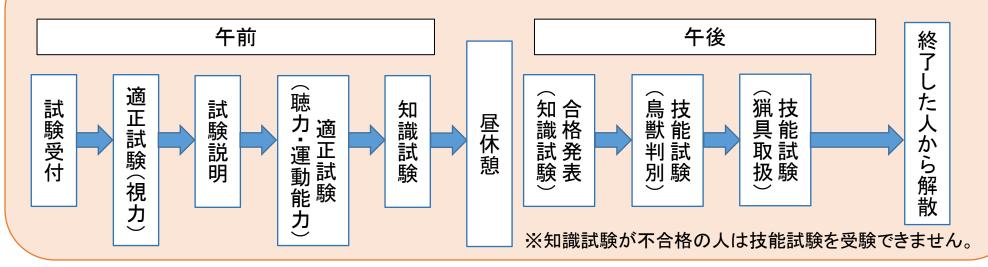
TEL: 082-227-7890

Q. 試験の合否については、どれぐらいで分かるの?

A. 試験日から約3週間を目安として、通知予定です。 合格者には「狩猟免状」を、不合格者には「不合格通知」を送付します。 ○ よくある質問:試験(問題・実施)関係

Q. 試験の流れについて教えて

A. 複数の免許試験を開催する会場の場合は、以下のとおりです。



Q. 試験の終了時間は?

- A. 技能試験の順番によりますが、一番遅い場合でも以下を予定しております。
- ①複数の種類を開催する会場:午後3~4時前後
- ②わなのみ(午前開催)の会場:午後1時~2時前後
- ③わなのみ(午後1時開催)の会場:午後4時~5時前後
- ④わなのみ(午後2時開催)の会場:午後5時~6時前後

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号5階

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号5階

広島市南区皆実町一丁目5番44号 3階

広島市西区福島町二丁目2番1号 2階

広島市安佐北区四丁目13番13号 4階

広島市安芸区船越南三丁目4番36号 4階

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 5階

広島市安佐南区古市一丁目33番地14号 3階

広島市東区蟹屋町9-38 2階

082-504-2936

082-504-2820

082-568-7705

082-250-8935

082-532-0927

082-831-4950

082-819-3932

082-821-4946

082-943-9767

経済観光局農林水産部農政課

中区市民部地域起こし推進課

東区市民部地域起こし推進課

南区市民部地域起こし推進課

西区市民部地域起こし推進課

安佐南区農林建設部農林課

安佐北区農林建設部農林課

安芸区農林建設部農林課

佐伯区農林建設部農林課

鳥獣対策担当

広島市

農林水産課 イノシシ110番

農林水産課 農林環境保全係

産業建設課 産業振興係

産業建設係

産業建設係

産業振興係

産業建設課 産業振興係

地域振興課

地域振興課

産業振興課 農林水産振興係

町民生活部環境課環境保全係

農林水産課 林業振興係

河内支所 産業建設課

農林保全グループ

黒瀬支所

福富支所

豊栄支所

安芸津支所

産業振興課

総合市民会館

産業部地域営農課

建設部まちデザイン課

呉市中央4丁目1番6号

江田島市大柿町大原505番地

東広島市黒瀬町丸山1333番地

東広島市福富町久芳1545番地1

東広島市豊栄町鍛冶屋963番地2

東広島市河内町中河内1166番地

東広島市安芸津町三津5556番地1

大竹市小方1-11-1

大竹市立戸1-6-1

安芸高田市吉田町吉田791

安芸郡海田町南昭和町14-17

竹原市中央五丁目1番35号 竹原市役所1階

廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市役所6階

安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町役場1階

東広島市西条栄町8番29号

呉市

江田島市

東広島市

竹原市

大竹市

府中町

海田町

安芸高田市

廿日市市

2ページ

0823-25-3338

0823-43-1652

082-420-0939

0823-82-0214

082-435-2211

082-432-2211

082-437-2901

0846-45-1623

0846-22-7745

0829-30-9148

0827-59-2130

0827-53-6677

0826-47-4021

082-286-3244

082-823-9634

連絡先

三原市大和町下徳良111

尾道市御調町市245

尾道市向島町5531-1

尾道市因島土生町7-4

府中市上下町上下861-3

府中市府川町315

尾道市瀬戸田町鹿田原1-9

世羅郡世羅町大字西上原123-1

神石郡神石高原町小畠1701番地

神石郡神石高原町高光2559番地

神石郡神石高原町下豊松741番地

神石郡神石高原町油木乙1858番地

尾道市久保一丁目15番1号 庁舎2階

大和支所地域振興課

農林課 農林整備係

産業課

油木支所

神石支所

豊松支所 町民課

上下支所 地域づくり係

町民課

町民課

尾道市

府中市

世羅町

神石高原町

産業部農林水産課農林振興係

御調支所 まちおこし課 まちおこし係

向島支所 しまおこし課 しまおこし係

因島総合支所 しまおこし課 しまおこし係

世羅町役場 産業振興課 鳥獣被害対策係

瀬戸田支所 しまおこし課 しまおこし係

4ページ

連絡先

084-928-1031

0848-67-6081

0848-86-1111

0847-32-7111

0847-33-0222

0848-38-9473

0848-76-2922

0848-44-0112

0845-26-6212

0845-27-2210

0847-44-9159

0847-62-2124

0847-22-5304

0847-89-3337

0847-82-0211

0847-87-0211

0847-84-2211

市町名	窓口名	住所	連絡先
坂町	総務部企画財政課企画係	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	082-820-1507
熊野町	建設農林部農林緑地課	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	082-820-5638
大崎上島 町	地域経営課 農林水産係	豊田郡大崎上島町東野6625-1	0846-65-3123
安芸太田町	安芸太田町役場 産業観光課	安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1973
	安芸太田町役場 加計支所	安芸太田町大字加計3505番地4	0826-22-1111
	安芸太田町役場 筒賀支所	安芸太田町大字中筒賀1693番地1	0826-32-2121
北広島町	北広島町役場 農林課 林業振興係	山県郡北広島町有田1234	0826-72-7363
	北広島町 芸北支所 産業建設係	山県郡北広島町川小田75	0826-35-0111
	北広島町 大朝支所 産業建設係	山県郡北広島町大朝2493	0826-82-2211
	北広島町 豊平支所 産業建設係	山県郡北広島町戸谷1088-1	0826-83-1122

比和支所 地域振興室 産業建設係

総領支所 地域振興室 産業建設係

0824-85-2111

0824-88-2111

市町名	窓口名	住所	連絡先
三次市	産業振興部農政課農林振興係	三次市十日市中二丁目8番1号	0824-62-6164
	君田支所地域づくり係	三次市君田町東入君644番地1	0824-53-2111
	布野支所地域づくり係	三次市布野町上布野1196番地1	0824-54-2111
	作木支所地域づくり係	三次市作木町下作木674番地	0824-55-2111
	三良坂支所地域づくり係	三次市三良坂町三良坂5042番地1	0824-44-3111
	吉舎支所地域づくり係	三次市吉舎町吉舎368番地	0824-43-3111
	三和支所地域づくり係	三次市三和町上板木10038番地4	0824-52-3111
	甲奴支所地域づくり係	三次市甲奴町西野40番地1	0847-67-2121
庄原市	庄原市役所 企画振興部 林業振興課 林業振興係	庄原市中本町一丁目10番1号	0824-73-1111
	西城支所 地域振興室 産業建設係	庄原市西城町大佐737番地3	0824-82-2121
	東城支所 産業建設室 産業振興係	庄原市東城町川東1175番地	08477-2-5111
	口和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市口和町向泉942番地	0824-87-2111
	高野支所 地域振興室 産業建設係	庄原市高野町新市1171番地1	0824-86-2111

庄原市比和町比和1119番地1

庄原市総領町下領家280番地1